

株 主 各 位

東京都港区赤坂九丁目7番2号
株 式 会 社 メ ッ ツ
代表取締役社長 山 口 雅 幸

第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第21回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月10日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月11日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号 東京ミッドタウン
ザ・リッツ・カールトン東京2F「グランドボールルーム」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 第21期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項 案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより当社の議決権を有する他の株主1名に限ります。）

添付書類および株主総会参考書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<http://www.metscorp.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会終了後、同会場におきまして、当社の近況説明会を予定しておりますので、引き続きご参加いただければ幸いです。

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国に端を発した世界的金融危機が実体経済へ大きな影響を及ぼし、景気の後退が本格化するとともに急激な株価下落や円高による企業収益の悪化は急速に広がり、前期に比べて大幅減益や赤字に転ずる企業が続出するなど、バブル崩壊以来の厳しい経済環境にあります。さらに企業収益の悪化に伴い所得の減少、雇用不安なども広がる傾向にあり、個人消費の減退が一段と進むことが予想され、今後も景気の後退局面は当面継続するものと思われまます。

当社が属する不動産業界におきましては、金融機関の不動産融資への審査基準が厳格化され、不動産購入の新規融資や現在開発中の不動産に対するファイナンスに対し慎重な姿勢をとる流れもあり、この影響で、地価上昇の要因となっていた投資資金の流入は減少し不動産価格の下落傾向が顕著となり、不動産取引の流動性が著しく低下いたしました。これらの事象は不動産業界に大きな影響を与え、増収増益を達成していた上場不動産会社も資金繰りに窮し経営破綻に陥り、その他中小不動産会社の経営破綻も相次いで発生し、当業界を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっております。

このような厳しい環境の中、「リアルエステート事業」におきましては、販売用不動産の売却について当社独自のネットワークを駆使し国内の事業会社および海外の投資家等、複数の投資家と積極的に売却交渉を進めてまいりましたが、交渉先との諸条件が折り合わず売却または開発するに至りませんでした。また当事業年度より開始しました国内外の投資家の投資窓口として安定した収益確保を図るフィービジネスにおいては、業務提携先との連携を深め精力的な交渉を重ね、小規模ながら成果が出てまいりました。

なお、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用となっておりますが、当社が保有する販売用不動産の評価において、時価の下落が認められなかったため、評価損は計上しておりません。

「バリューアップ事業」におきましては、不動産市況が悪化し主たる営業エリアである関東地域での導入はマンション等レジデンスの建設・着工が引き続き停滞している影響を受け、さらに福岡営業所においても不動産市況の停滞があり、総合的な導入件数、導入単価は減少いたしました。一方、当社独自のIT技術・サービスを駆使することで管理費を大幅に軽減し、収益性を高めるバリューアップを行った不動産による賃貸売上については堅調に推移いたしました。

この結果、当事業年度の業績におきましては、「バリューアップ事業」におけるセキュリティ導入およびバリューアップを行った不動産物件の賃貸収入が主なものとなり、売上高は、380,503千円(前年同期比4,241,476千円の減少)の計上となりました。営業損失は145,799千円(前年同期比2,036,189千円の悪化)、経常損失は228,975千円(前年同期比2,041,302千円の悪化)、当期純損失は286,245千円(前年同期比1,361,349千円の悪化)となりました。これにより1株当たり当期純損失は586円81銭となりました。

なお、期末配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと思います。

事業部門別売上高

(単位：千円)

区 分	第21期(当期) (平成21年3月期)	
	金 額	構成比
リアルエステート事業	2,550	0.7%
バリューアップ事業	377,953	99.3
合 計	380,503	100.0

(注) バリューアップ事業はセキュリティ事業およびリアルエステート賃貸事業より構成されております。

(2) 設備投資等の状況

特記事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中において新たな資金調達は行っておりません。なお、当事業年度末の借入残高は40億円となります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の経営戦略をより早期にかつ確実に実現するため、今後対処すべき課題として次のことを考えています。

① 顧客の開拓について

不動産市況の悪化に伴いマンション等レジデンスの建設・着工が引き続き停滞している状況にあり、今後は更なる営業の効率化を図ることによる顧客層と有力なコネクションを持つ企業と販売代理店契約を結ぶことなど、顧客の開拓が重要であると考えています。

② 研究・開発技術の拡充について

当社は今後とも市場の変化を的確に捉え、特定の OS に依存しないマルチプラットフォーム上で動作可能なアプリケーションの開発・供給を行っています。また、デジタルセキュリティシステムおよび Web サーバセキュリティシステムの高機能化や低価格化実現のため、最新の ASP 技術の開発を推進してまいります。そのためには、今まで以上に優秀な研究開発者による充実した研究開発活動が必要であると考えています。

③ アライアンスなどについて

当社の経営基盤の安定・収益の拡大を図るうえで、当社事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との提携等の手段を活用し、それらを推し進めてまいります。

④ 不動産物件の売買について

当社の業績におけるリアルエステート事業につきましては、当社保有物件の売却を次期において、当社独自の不動産分野のコネクションを最大限活用した売却に努めます。

⑤ 資金調達について

当社が安定的に成長していく過程において、不動産物件購入のための多額の資金が必要であり、今後も資金調達の強化、調達方法の多様化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 18 期 (平成18年 3 月期)	第 19 期 (平成19年 3 月期)	第 20 期 (平成20年 3 月期)	第21期(当期) (平成21年 3 月期)
売 上 高	1, 026, 639千円	4, 487, 186千円	4, 621, 979千円	380, 503千円
経 常 利 益 または経常損失(△)	348, 479千円	1, 806, 274千円	1, 812, 326千円	△228, 975千円
当 期 純 利 益 または純損失(△)	387, 784千円	1, 392, 136千円	1, 075, 103千円	△286, 245千円
1株当たり当期純利益 または純損失(△)	1, 589円93銭	5, 707円82銭	2, 203円98銭	△586円81銭
総 資 産	5, 858, 981千円	7, 292, 017千円	13, 281, 931千円	10, 846, 091千円
純 資 産	5, 854, 721千円	7, 083, 453千円	7, 475, 636千円	6, 774, 761千円
1株当たり純資産	24, 004円60銭	29, 042円45銭	15, 325円21銭	13, 888円40銭

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 平成18年4月1日をもって子会社である株式会社アロンエステートを吸収合併しましたので、第19期から単体のみの財務内容となっております。
3. 平成19年4月2日開催の当社取締役会において、平成19年5月1日付をもって、平成19年4月30日(ただし、当日、前日および前々日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成19年4月27日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。この株式分割により発行済株式総数は243,900株増加しました。

[第18期]

第18期はセキュリティ事業における顧客導入が順調に推移し、また不動産売却などにより売上高は、317.5%と大幅な増収となりました。さらに製造原価や販売費および一般管理費の効率化により経常利益は227.7%の増益、当期純利益においても387,784千円と黒字化しました。

[第19期]

第19期は、引き続きセキュリティ事業の順調な顧客導入やセキュリティリアルエステート事業における不動産物件の売却などにより、売上高は337.1%と大幅な増収となりました。これに伴い経常利益は418.3%の増益、当期純利益に關しましては、過去に計上した繰越欠損金により法人税等を減少させる効果が約4億円あったため当期純利益に対する法人税等の負担が小さく、1,392,136千円と大幅な増益となりました。

[第20期]

第20期は、セキュリティリアルエステート事業における不動産物件の売却、セキュリティ事業の顧客拡大などが寄与したことにより、売上高は3%、経常利益は0.3%と微増ながらも増収増益を確保しました。なお、当期純利益は、前期において繰越欠損金の一扫がなされたため税負担が増加し、1,075,103千円となりました。

[第21期]

第21期は、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容

事業	主要製品
リアルエステート事業	セキュリティシステムを導入した不動産物件の売買、管理、仲介、サブリース、デューデリジェンス
バリューアップ事業	セキュリティ事業およびセキュリティシステムを導入した不動産物件の賃貸

(11) 主要な営業所および工場

名称	所在地
本店	東京都港区赤坂九丁目7番2号

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	8名減	40.4歳	4.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員はおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,000,000千円

(注) 当事業年度中において新たな資金調達は行っておりません。なお、当事業年度末の借入残高は40億円となります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,951,200株
(2) 発行済株式の総数 487,800株
(3) 株主数 9,053名
(前期末比1,133名減)
(4) 大株主

株主名	持株数
永田典久	239,440株
株式会社ブリス	31,590
大塵純	8,910
マネックス証券株式会社	4,008
野村證券株式会社	3,545
渡邊雅良	2,950
迫修	2,627
鈴木互	2,533
ハンカオブニューヨークシーエムクライアントアカウントサービスホールディング アイエスシーエフイーエイシー	2,086
酒井利忠	2,029

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
永田典久	取締役会長（代表取締役）	株式会社ブリス代表取締役社長
山口雅幸	取締役社長（代表取締役）	
田中和世	専務取締役	
渡邊雅良	取締役	
天笠勝	常勤監査役	
早川裕司	監査役	
渡邊守	監査役	

- (注) 1. 監査役早川裕司および渡邊守両氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役天笠勝氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当期中における役員の変動

(1) 就任

平成20年6月12日開催の第20回定時株主総会において、山口雅幸氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

高橋祐輔氏は、平成20年6月12日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役4名 38,469千円

監査役3名 11,299千円（うち社外2名 4,800千円）

- (注) 期末現在の人員数は取締役4名、監査役3名であります。なお、上記の取締役の支給人員には、平成20年6月12日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、無報酬の取締役1名が在任していることから上記の取締役の支給人員には含めておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

監査役早川裕司および渡邊守両氏に、該当する事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況および発言状況

区分	氏名	出席状況および発言状況
監査役	早川裕司	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、専門的見地から意見を述べております。
監査役	渡邊守	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、司法書士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 13,900千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 13,900千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後一部改定いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(ア) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、社長をコンプライアンス担当役員、業務管理部をコンプライアンス担当部署と位置づける。

(イ) コンプライアンス・ガイドを整備することで、取締役、従業員の行動規範とし、企業倫理、法令順守、透明性のある経営を重視する企業文化の浸透を徹底する。

(ウ) 社内組織をシンプルにし、透明性を極限まで高めることで、事業運営、職務執行、取引・契約等の中で法令違反・不正が介在できない体制を維持する。例えば重要な契約書・決裁書・稟議書等は全取締役、監査役が常に閲覧できる、取締役、従業員全員の経費使用状況を社内LANで公開するなどである。

(エ) コンプライアンス担当役員、監査役を窓口とした、職務執行の法令順守に関する相談・報告経路の整備を行う。

(オ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書規定等の社内規定の定めに基づき執り行う。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

ほぼ全取締役、監査役が出席し、頻繁に開催される取締役会、部長会にて想定されるリスクに対しての検討・対応を協議し、必要な場合には適宜迅速な対策を講じることをリスク管理体制の基礎とする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめるよう努力する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月1回以上開催する。

社長以下全取締役および全監査役が出席する部長会を毎月2回以上開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、迅速かつ効率的な意思決定を行う。

取締役の職務執行の権限・責任については職務分掌規定、職務権限規定等の社内規定において詳細に定め、効率的に職務の執行が行える体制をとっている。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス・ガイドを周知徹底させるとともに、取締役もしくは監査役の職務執行の監視・監督を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合においては、当社の従業員を任命する。
- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
前号の従業員については、取締役からの独立性を確保するために、任命、解任、人事異動については監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会、部長会の他、重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握するとともに、意見を表明することができる。また主要な稟議書、決裁書等重要な書類を閲覧し、取締役および従業員の説明を受けることができる。
取締役および従業員が、法令、定款、その他社内規則への違反、および不正な行為を知ったときは速やかに監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は当社の全取締役とは取締役会などを通じ頻繁に情報の共有、意見交換を行うとともに、会計監査人、顧問弁護士とも定期的に意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保、および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。
- (2) 株式会社の支配に関する基本方針
当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,272,877	流 動 負 債	4,028,659
現金及び預金	198,361	短期借入金	4,000,000
売掛金	43,104	未払金	11,260
販売用不動産	10,020,466	未払費用	2,377
前払費用	9,507	前受金	6,567
その他	1,437	未払法人税等	7,695
固 定 資 産	573,214	その他	758
有 形 固 定 資 産	532,671	固 定 負 債	42,671
建物	150,784	預り保証金	42,671
車両運搬具	1,933	負 債 合 計	4,071,330
工具器具備品	23,875	純 資 産 の 部	
土地	356,078	株 主 資 本	6,774,761
無 形 固 定 資 産	5,654	資 本 金	2,346,750
ソフトウェア	4,588	資 本 剰 余 金	3,120,187
電話加入権	1,066	資 本 準 備 金	2,755,812
投 資 そ の 他 の 資 産	34,888	その他資本剰余金	364,374
敷金・保証金	34,888	利 益 剰 余 金	1,307,823
		その他利益剰余金	1,307,823
		繰越利益剰余金	1,307,823
		純 資 産 合 計	6,774,761
資 産 合 計	10,846,091	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,846,091

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		380,503
売 上 原 価		216,817
売 上 総 利 益		163,685
販売費及び一般管理費		309,485
営 業 損 失		145,799
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,946	
債 務 勘 定 整 理 益	945	
そ の 他	141	5,033
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	88,209	88,209
経 常 損 失		228,975
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	387	387
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	170	
固 定 資 産 除 却 損	2,352	2,523
税引前当期純損失		231,111
法人税、住民税及び事業税	2,542	
法人税等調整額	52,592	55,134
当 期 純 損 失		286,245

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成20年3月31日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成21年3月31日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	2,008,699	2,008,699	7,475,636	7,475,636
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△414,630	△414,630	△414,630	△414,630
当期純損失	△286,245	△286,245	△286,245	△286,245
事業年度中の変動額合計	△700,875	△700,875	△700,875	△700,875
平成21年3月31日残高	1,307,823	1,307,823	6,774,761	6,774,761

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として法人税法に規定する旧定率法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建 物 10～26年

車 両 運 搬 具 2～6年

工 具 器 具 備 品 4～20年

無形固定資産……………社内利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。

当事業年度において引当金計上はありません。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ソフトウェアの会計処理……………販売用ソフトウェアの制作費は全て研究開発費であり、当期製品製造原価（売上原価）として期間費用処理しています。

消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当事業年度から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。なお、この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(追加情報)

有形固定資産の保有目的の変更

当事業年度において、販売用不動産の保有目的の変更により、販売用不動産から有形固定資産に499,128千円(建物143,050千円、土地356,078千円)を振替えております。

(表示方法の変更)

該当する事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	50,182千円
2. 担保資産および担保付債務	
(1) 担保に供している資産	
販売用不動産	10,020,466千円
(2) 担保付債務	
短期借入金	4,000,000千円

(損益計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	487,800	—	—	487,800

2. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月12日 定時株主総会	普通株式	268,290	550	平成20年3月31日	平成20年6月13日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	146,340	300	平成20年9月30日	平成20年12月8日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は未払事業税および繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しています。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	13,888円40銭
2. 1株当たり当期純損失	586円81銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当する事項はありません。

(その他の注記)

該当する事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月14日

株式会社メッツ
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 川 田 増 三 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 江 黒 崇 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メッツの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの第 21 期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5 月 21 日

株式会社メッツ 監査役会
常勤監査役 天 笠 勝 ㊟
社外監査役 早 川 裕 司 ㊟
社外監査役 渡 邊 守 ㊟
以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。

(2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第1条および第2条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
(株券の発行) 第7条 当会社は、株式に係る株券を 発行する。	(削 除)
第8条～第9条 (条文省略)	第7条～第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人 を置く。 2 株主名簿管理人およびその 事務取扱場所は、取締役会の 決議によって定める。 3 当会社の株主名簿(実質株 主名簿を含む。以下同 じ。)、新株予約権原簿お よび株券喪失登録簿の作成 ならびにこれらの備置きそ 他の株主名簿、新株予約 権原簿および株券喪失登録 簿に関する事務は株主名簿 管理人に委託し、当会社 においてこれを取扱わな い。	(株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を 置く。 2 株主名簿管理人およびその事 務取扱場所は、取締役会の決 議によって定める。 3 当会社の株主名簿および新株 予約権原簿の作成ならびにこ れらの備置きその他の株主名 簿および新株予約権原簿に関 する事務は株主名簿管理人に 委託し、当会社においてはこ れを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
第11条～第41条 (条文省略)	第10条～第40条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u>

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

東京都港区赤坂九丁目7番1号 東京ミッドタウン

ザ・リッツ・カールトン東京 2F 「グランドボールルーム」

電話番号 03-3423-8000

地下鉄

都営大江戸線・東京メトロ日比谷線「六本木駅」直結
／東京メトロ千代田線「乃木坂駅」徒歩3分

バス

「新橋駅」または「渋谷駅」より都営01系統にて
「六本木駅前」下車、徒歩3分